

取扱区分：「公開」

令和2年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和2年2月10日(月) 10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 G

令和2年第2回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和2年2月10日(月) 午前10時00分～10時28分

2 場所 周南市役所 2階 共用会議室 G

3 会議に付した議案

議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
報告第3号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第4号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	5件
報告第5号	非農地証明について	7件
報告第6号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番 竹安昌巳君	第2番 林俊一君
第3番 松田孝行君	第4番 藤原典子君
第5番 岩田実君	第6番 弘中壽君
第7番 山崎光夫君	第8番 徳本勉君
第9番 秋貞啓子君	第10番 佐伯伴章君
第11番 高橋恵君	第12番 田中榮作君
第13番 藤井孝君	第14番 原田雅之君
第15番 歳光時正君	第16番 笠井保雄君(職務代理者)
第17番 西田孝美君(会長)	

5 事務局職員

局 長	山 本 博 彦	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	松 原 義 孝

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく
お願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中17名で、周南市農業委員会会議規則第
9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

皆さん、おはようございます。

それでは只今より、令和2年第2回周南市農業委員会総会を開会いたしま
す。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規
則第23条に規定された議事録署名委員は、第6番弘中壽委員、第12
番田中榮作委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第5号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて」は、1議案2件です。

それでは、1番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の1、743
平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、高齢のため親族である譲受人へ、譲
受人は祖父から譲り受け、耕作を引継ぎたいとするものです。

次に、取得後の農地は約74アールで、当地区の30アールの下限面積要
件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満
たしていると判断しています。

議長（西田会長）

以上です。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

8番の弘中です。

弘中 壽委員

当案件は、祖父所有の農地を孫が使用賃借によって農業経営を行なうものでありまして、受人は現在通作距離も50キロメートルですが、近く祖父の近隣地に住居する予定であります。

尚、受人は将来、祖父の所有する農地を譲り受けて、経営規模の拡大を考えているとのことでありました、現状での報告は以上です。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、2番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●●●に所在する農地の田、3筆の1、883平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、高齢で管理ができないため、譲受人は、利用権で耕作しており、所有田とも隣接しているため譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約100アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満

たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

第14番の原田です。

原田 雅之委員

議案第5号2番について補足説明いたします。

去る1月30日に現地確認、譲受人と自宅にて、2月2日遠方のため譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請3筆の内、1455番は水稻が収穫された後耕耘されており、畔も草刈りされておりました。

1453番は狭小で形状も悪く田として利用するのには向かず、自己保全管理で草刈りされておりました。

1452番の1も自己保全管理で草刈りがされており、一部野菜が作付けされておりました。

譲渡人は十数年前に申請地を相続したものの、遠方のため耕作できず譲渡人に耕作管理をお願いしていたとのことでした。

高齢にもなり今後も管理できず、農業後継者もいないため、この度譲受人に譲り渡すとのことでした。

譲受人も長年申請地で水稻を栽培しているので、譲渡人の申し出に応じ、引き続き耕作管理していきたいとのことでした。

農機具の保有状況も、トラクター1台、管理機1台、草刈機3台、田植え機1台、軽トラ1台を保有しており、稲刈りは作業依頼していることのことでした。

譲受人は今までも申請地及び近隣農地を耕作しており、周辺農家との連携も取れていると思います。

隣地に住む息子さん家族の協力もあり問題ないと考えます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

事務局次長

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書の2ページ、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案4件です。

それでは1番について、ご説明いたします。

申請人は、防府市に居住する会社員です。太陽光発電事業を行うため日当たりが良く、道路にも隣接している申請地を購入し、パネル設置面積607.55平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル432枚を設置するものです。

譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、遠方に居住し管理保全対策に困窮していたところ、環境に優しく、また土地の有効活用が可能な太陽光発電施設の意義に賛同し売却するものです。

申請地は、●●総合支所から南東へ約900メートルに位置し、所在は、大字●●字●●●331番1、地目は「田」、地積は1,248平方メートルです。

こちらが、地籍図です。

続きまして、土地利用計画図です。

最後に、申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地

法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、道路側溝への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

15番歳光です。

歳光 時正委員

番号1について、1月31日に現地調査を行いました。

譲渡人は岩国市在住の為電話、又譲受人については行政書士が代理人であるため同じく電話で確認を行いました。

現地は長年草刈り管理又一部には栗が植えてある状態でしたが、調査時点ではチガヤ等が立っていた。

譲渡人は相続により取得した農地であります。遠方に居住で管理がなかなかできない為、今回太陽光発電施設モジュール432枚、設備認定49.5キロワット、太陽電池容量95.04キロワットの施設を設置、所有権移転を行い太陽光発電に協力するものであります。

調査項目に従い調査を行いました。問題ないと思います。

よろしくご審議お願いし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

事務局次長

続きまして、議案第6号2番及び3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、2番及び3番についてですが、これらは、申請地が隣接しており、申請人も同じであることから、まとめてご説明いたします。

申請人は、広島県に居住する会社員です。

太陽光発電事業を行うため、日当たりが良く太陽光発電に適した土地形状である3番の申請地を購入し、パネル設置面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

3番の譲渡人は、申請地を耕作しておらず、管理も困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

2番の申請地は、この太陽光発電設備工事の進入用通路が無いことから、一時的に使用するものです。

2番の譲渡人は、この工事が農地に影響を与えないとのことから申請人へ貸し付けるものです。

申請地は、●●総合支所から南東へ約250メートルに位置し、所在は、2番が大字●●●字●●●3306番1、地積は2,155平方メートルの内178.47平方メートル、3番が同じく3307番、地積は2,277平方メートル、地目は、どちらも「田」です。

こちらが、分間図です。

続きまして、2番の土地利用計画図です。長さは約45メートル、幅は約5メートルで、鉄板を敷き使用いたします。

次に3番の土地利用計画図です。申請地内は、段差や水路があるため、これらを避けたパネルの配置になっています。

最後に、申請地の写真です。先ず2番です。次に3番です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず農地区分は、2番、3番共に概ね300メートル以内に支所がある、第3種農地に該当いたします。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され

ており、雨水は2番が自然流下、3番が農業用排水路への放流です。

また、2番の一時転用の場合の妥当性につきましては、令和3年1月31日までに原状に復する旨の原状回復誓約書が提出されています。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

1番の竹安です。

竹安 昌巳委員

議案第6号2番ならびに3番について、現地確認と意思確認を行いましたので報告します。

それぞれの申請地の位置、申請内容については事務局よりの説明のとおりです。

まず、申請2番は申請3番の太陽光発電設備の設置工事に伴う機材搬入用通路として現地の一部を一時利用として使用貸借権を設定するものです。

去る2月4日に現地を調査しました、当該地区は元々湿田地域で昨年水稻が作付けされ5割程度収穫し、残りは立ち枯れ状態で一部に水が溜まった状態でした。

貸付人は、昨年利用権設定により耕作を依頼してきたが、耕作地が湿田で大型化する農業機械の作業に苦慮する状況にあり、利用権を解約した。

今回隣接する土地への太陽光発電設置工事に係る進入路としての使用の申し出があり、耕作が困難なことや農地に影響のない利用であり、貸し付けることとしたとのことでした。

次に譲受人は、県外で遠方であるため電話で意思確認を行いました。

申請地に隣接する土地を購入し、太陽光発電設備の工事を行うこととしているが、進入路が無く、道路に面した当該申請地を借りることとした。

進入路には、鉄板を敷き工事完了後は原形復旧するとのことでした。

申請地は、進入路として一時転用であることや周辺は休耕地であり、近隣への影響も無く、問題無いものと思われます。

引き続き申請3番は、太陽光発電事業を行う用地取得に係る権利移動許可申請になります。

譲渡人は、2月4日に現地で立会し、申請書と関係書類により確認しました。

現況は、1筆で4枚の圃場があり、1枚は野菜の作付け、後の3枚は昨年まで水稻が作付けされ、稲株がある状態で管理されていました。

譲渡人は、高齢となり耕作や維持管理も困難になった折、譲り受けの商談があり、譲り渡すとのことでした。

譲受人は、電話で意思確認を行いました。

太陽光発電事業を行う自己所有の土地が無く、用地を探していたところ、今回の申請地が発電事業に適していることから、譲り受けることとしたとのことです。

申請地の周辺も休耕地で隣接農地に対しての影響も無く、問題無いと思われます。

以上、申請2番3番についてご審議のほど、お願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番及び3番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号2番及び3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番及び3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第6号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは4番について、ご説明いたします。

申請人は、広島県に居住する会社員です。太陽光発電事業を行うために日当たりも良く、道路にも隣接している申請地を購入し、パネル設置面積48

2. 96平方メートル 発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●総合支所から北西へ約1.5キロメートルに位置し、所在は、大字●●●字●●●117番1、地目は「田」、地積は1,263平方メートルです。

こちらが、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

なお、申請地に隣接する登記地目が農地以外の土地が114.48平方メートルあり、一体として利用する面積は1,377.48平方メートルとなります。

最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準につきまして、ご説明いたします。

先ず農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番の林です。

林 俊一委員

議案第6号4番の農地法第5条の規定による許可申請について、去る1月30日に譲受人とは電話で、譲渡人とは現地にて、現地確認と面談の結果を

ご報告いたします。

現地は、国道315号線に面しており、数年前までは畑として利用されていましたが、今現在、年2回の草刈りをされて管理されておりましたが、管理が困難になったため、譲受人の申し出により、譲渡したいとのことで、この度の申請になりました。

事業計画書、被害防除計画書等の書類も完備されており、近隣への影響も無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いします。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は5件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。

報告第5号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は7件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお

事務局長

願いいたします。

議案書の7ページをお願いします。

報告の前にお詫び申し上げます。

事業年度終了後、3ヶ月以内に報告しなければならないとされていますが1番、●●●●●●●●●●におきまして、先月の議案書への記載漏れがございましたので、お詫び申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

報告第6号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第6号を終わります。

これを持ちまして、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和2年第2回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時28分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年2月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 弘 中 壽

委 員 田 中 榮 作